

平成 22 年 9 月 3 日

放送受信料の未収者に対する強制執行の実施結果について

- 5月26日に、放送受信料の支払いが滞っていた5名の方に対し、強制執行の実施予告を行ったうえで、5名の方の所在地を管轄する地方裁判所に強制執行を申し立てておりましたが、本日、全員の方から受信料のお支払いがあったことをご知らせいたします。

- 5名の方のうち、4名の方については、7月2日までに受信料の全額を自らお支払いいただき、申し立てを取り下げました。残りの1名の方については、強制執行によって7月に受信料の一部を回収したところ、本日、残額について自らお支払いいただきました。

- なお、請求額の一部ではありますが、強制執行により受信料の回収を行ったことは、協会として初めてのことです。

- 今後とも、放送受信料のお支払いが滞っている方に対し、誠心誠意の対応を尽くし、支払いをお願いしていくというNHKの基本姿勢は変わりません。しかしながら、どうしてもご理解いただけず、やむを得ないと判断した場合は、支払督促制度と強制執行手続きを活用し、放送受信料の公平負担の徹底を図ってまいります。